

山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案について東京電力 R P と協議を進めるにあたり、大井川利水関係協議会の了解を得た
い前提

- (1) 山梨県内の県境付近の掘削工事等（ボーリング調査、先進坑及び本坑掘削工事）により、「山梨県内リニア中央新幹線建設工事（南アルプストンネル）における静岡県
の懸念に関する三者（山梨県・J R 東海・静岡県）合意について」（2024 年 6 月 18
日付）に基づく、健全な水循環の回復措置を要することになった場合の方法として、
田代ダム取水抑制案を検討していること。
- (2) 健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案は、回復措置が必要となった
時点から、回復措置の対象となるトンネル湧水を先進坑を通じて静岡県内に戻すこ
とができるまでの期間を最大とし、永続的に行うものではない。健全な水循環の回
復措置としての田代ダム取水抑制案を実施することは、東京電力 R P の水利権に影
響を与えないため、大井川利水関係協議会々員は、この案を根拠とする水利権につ
いて主張をしない。
- (3) (1) で記載した山梨県内の県境付近の工事の進捗や、水資源への影響が想定と大き
く異なる場合等においては、J R 東海は、大井川利水関係協議会々員と改めて協議
を行う。その際、大井川利水関係協議会々員は、健全な水循環の回復措置としての
田代ダム取水抑制案を根拠とする水利権について主張をしない。

以上